

## 評議員の報酬に関する規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人天寿会（以下「法人」という。）の定款第8条の規定に基づき、評議員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

### (報 酬)

第2条 評議員が、その職務のため、評議員会に出席したときは、報酬として日額10,000円を支給する。

### (報酬の支給方法)

第3条 報酬は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

### (公 表)

第4条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

### (改 廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

### 附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

## 役員及び会計監査人の報酬に関する規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人天寿会（以下「法人」という。）の定款第 22 条の規定に基づき、役員の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第 2 条 この規程において、役員とは理事長、常務理事及びその他の理事、監事をいう。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員には、職務執行の対価として別表に定める報酬を支給する。ただし、法人の職員として給与が支給されているその他の役員に対する報酬は支給しないものとする。

2 役員が職務のため出張したときは、別に定める「旅費規程」に基づき、旅費を支給する。

3 会計監査人には、監事の同意を得た上で、理事会が決議する年額報酬を支給することができる。

(報酬の日割り計算)

第 4 条 理事長、常務理事が、月の途中で就任又は退任した場合は、日割りにより支給するものとする。この場合、不就業日数部分の額を月額支給分から控除するものとする。

(報酬の支給方法)

第 5 条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 理事長、常務理事に対する報酬の支給時期は、毎月 25 日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、「職員給与規則第 5 条」に準じた日とする。

2 その他の役員に対する報酬は、理事会及びその他会議への出席、監事監査への出席等、法人の業務に当たった都度支給するものとする。

3 報酬は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公 表)

第 6 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改 廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月17日から施行する。

<別表>

1 理事長、常務理事の報酬

理事長	月額	500,000 円
常務理事	月額	400,000 円

2 その他の役員の報酬

理事	日額	5,500 円
監事	日額	5,500 円
監事（監事監査の時）	日額	20,000 円